

令和8年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

令和8年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

新大阪駅、十三駅、淡路駅を概ねの検討対象地域に含む新大阪駅周辺地域では、リニア中央新幹線等の開業を見据えて、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりに向けた取組を進めている。淡路駅エリア・十三駅エリアについては、第3回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会（令和5年12月開催）¹⁾において、早期からのPRによる良好な都市開発プロジェクトの実現に向けて、エリア計画を取りまとめていくことが確認され、令和7年6月に、両エリア計画を追加した「新大阪駅周辺地域まちづくり方針」²⁾が策定されたところである。

本業務では、淡路駅エリアおよび十三駅エリアのまちづくりを進めるうえで、良好な民間都市開発の誘導を図るため、各種プロジェクトの具体化に向けて、導入すべき都市機能の検討を深度化させるとともに、それに合わせた基盤整備等に関する概略的な検討を行い、エリア計画の更新を見据えた調査検討を行う。あわせて、まちづくりのPR手法に関する過年度の検討を踏まえ、PRの展開に向けた検討を行う。淡路駅エリア・十三駅エリアの検討範囲は、別紙1のとおりとする。

【参考 URL】

1) 第3回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会

https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/shin-osaka/shin-osaka_bukai3.html

2) 「新大阪駅周辺地域まちづくり方針」について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/shin-osaka/houshin202506.html>

(2) 業務内容

1) 導入機能の検討（淡路駅エリア・十三駅エリア）

過年度の検討において、3エリア（新大阪・淡路・十三）における機能の役割分担の検討を行った。本業務では、淡路駅エリアおよび十三駅エリアにおいて導入すべき都市機能について、下記のとおり施設規模や誘導方策等を検討する。

ア) 淡路駅エリア

淡路駅エリアにおいて導入すべき都市機能について、過年度の検討では、3エリア（新大阪・淡路・十三）において機能を分担する場合に、広域的な観点からサブ拠点として担うべき役割の観点より、柴島浄水場開発用地に導入すべき都市機能について、整理を行った。本業務では、柴島浄水場開発用地において導入が想定される各都市機能に着目し、5種類程度の都市機能^{*1}を対象に、下記内容を検討すること。なお、一部の都市機能については、一体的な開発などにより、複数の都市機能を複合的に導入することを前提としてもよい。

(検討内容^{*2})

➤ 参考事例の収集・整理

- 施設規模の設定
- 整備ステップや事業採算性に配慮^{※3}した整備スキーム
- 導入にあたって想定される課題の整理

イ) 十三駅エリア

十三駅エリアにおいて導入すべき都市機能について、駅周辺において導入が想定される各都市機能に着目し、3種類程度の都市機能^{※1}について、下記内容を検討すること。

(検討内容^{※2})

- 参考事例の収集・整理
- 施設規模の設定
- 官民の役割分担（「行政が取り組むべき施策」、「開発事業者・地権者等による取組」の分類などを想定）
- 導入にあたって想定される課題の整理

※1 検討の対象とする都市機能の選定については、過年度での検討内容を踏まえつつ、発注者と協議のうえで決定する。

(導入機能の例) MICE 機能、業務・商業、教育、住宅、文化的活動の場等

※2 「参考事例の収集・整理」の項目は、各都市機能ごとに2例以上とし、それ以外の項目については、各都市機能ごとに1例程度とする。

※3 「事業採算性の配慮」については、収益性（民間事業の場合）や公費負担の軽減（公共事業の場合）の観点などを想定している。

2) 基盤整備の検討（淡路駅エリア・十三駅エリア）

淡路駅エリア・十三駅エリアのそれぞれについて、下記のとおり基盤整備に関する検討もしくは調査を行う。

① 淡路駅エリアにおける基盤整備の検討

ア) 基盤整備の配置検討、道路・交通結節施設の概略検討・概算費用の算定

過年度において検討した土地利用、留意点を踏まえつつ、周辺4駅（JR・阪急淡路、崇禅寺、柴島）を含めたエリア全体における歩行者および車両の動線、広場空間の配置についての考え方を整理すること。

また、柴島浄水場開発用地において新たに整備する道路や交通結節施設の概略検討（道路：断面構成や交差点形状、交通結節施設：担う役割の整理や規模）を行い、整備に必要な概算費用を算定すること。なお、概算費用の算定にあたっては、他の整備事例を参考にすることにより概略的に算定することとする。

イ) 土地利用イメージの作成

1) ア) の検討内容（導入機能の施設規模）および2) ①ア) の検討内容（歩行者および車両の動線、広場空間の配置）を踏まえ、柴島浄水場開発用地の土地利用のイメージ図（平面イメージ図、鳥瞰イメージ図）を1例作成すること。

② 十三駅エリアにおける基盤整備の検討

十三駅エリア周辺における基盤整備の検討に向けて、過年度の検討では、十三駅から淀川河川敷への歩行者動線の現状と課題を整理した。今後、進行中のプロジェクトにより新たなにぎわいが生まれることを踏まえ、十三駅から淀川河川敷への歩行者動線の具体化に向けて、現状の交通量調査を行ったうえで、既往の交通量調査を含めた交通量調査の結果整理を行う。検討内容については下記を想定しており、詳細については発注者と協議のうえで決定する。

ア) 現況交通量調査の実施

(調査内容 (想定))

- ・調査日数 平日1日、休日1日 (計2日)
- ・調査時間 午前7時～午後7時 (横断歩行者数については、午後11時まで)
- ・調査箇所 無信号交差点2か所、信号交差点1か所
(各交差点については、いずれも非幹線道路のT字路を想定している)
- ・調査内容 車種別・方向別車両交通量、横断歩行者数
(交差点需要率の算定は不要とする)

イ) 交通量調査結果の整理

十三駅周辺における既往の交通量調査結果と2)②ア)の結果整理を行ったうえで、歩行者交通量及び車両交通量を現況図としてまとめる。

3) 有識者へのヒアリング

1)、2)①の検討にあたっては、有識者への意見聴取を行いながら進めることとする。意見聴取先の設定は発注者と協議のうえ決定することとし、意見聴取にかかる一切の費用(学識経験者等への報酬・交通費の実費、説明資料の印刷費用など)は、本業務委託費に含むものとする。

- 学識ヒアリング…のべ5回程度を想定
- 個別ヒアリング…デベロッパー、周辺地権者、業界団体等からのべ10回程度を想定

4) PRの展開に向けた検討補助(十三駅エリア)

過年度に検討したPR手法の検討内容を踏まえつつ、PRの展開に向けた検討および調整の補助を行う。

具体的な取組内容としては、関係者(地権者、地域住民、十三駅エリアに関心のある開発事業者など)との協議・意見交換・情報発信の場などに向けた資料収集や資料作成・印刷等の実施を想定しており、詳細は発注者との協議のうえで決定する。

5) 会議等の運営にかかる補助

十三・淡路のまちづくりに関する会議等(関係者間での会議)を想定し、会議開催のための補助を行う。作業については、以下に挙げる内容を予定しており、詳細については発注者と協議のうえ決定する。

- ・会議等の資料の印刷(フルカラー、最大150部)
 - ・議事録、議事要旨等の資料作成
 - ・必要に応じて、開催に係る会場の手配および進行補助、アドバイザーなどの手配を行うこと。
なお、会場費やアドバイザーへの報酬については、本業務委託費に含むものとする。
- ※会議等の詳細な内容や進め方については、発注者との協議のうえで決定する。

※関係者間での会議等については、最大2回程度の開催を想定している。

6) 報告書の作成

1) ~ 5) の内容を、報告書としてとりまとめる。

報告書の詳細は、「3 契約条件等に関する事項 (5) 業務報告書等の作成」のとおりとし、その帰属についてはすべて発注者の所有とする。

(3) 業務にあたっての留意事項

業務にあたっては、発注者より過年度の成果物の貸与を行う。

また、大阪府市大阪都市計画局が実施する「令和8年度新大阪駅周辺地域のまちづくり検討調査業務」との連携を、発注者の指示のもと行うこと。

3 契約条件等に関する事項

(1) 予算規模（契約上限額）

金 14,960,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 費用支払

前項に定めた履行期間内に成果品が納品された後、発注者による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 業務委託契約書

別紙「(イ) 業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要項の記載内容及び受注者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

(5) 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（1部）
- ・業務実施計画書及び工程表（1部）
- ・管理技術者通知書（1部）

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（1部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（1部 必要に応じて、随時）

③業務完了時に提出する書類

- ・報告書（2部）
- ・報告書概要版（2部）
（報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROMもしくはDVD-ROM（2部）

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

(6) 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）

4 再委託等の禁止

- (1) 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
(主たる部分)
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「参加申請書」の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）に基づく参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和8・9・10年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」で入札参加資格を有していること
(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。)

- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- (6) 関係会社の参加制限
当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。
- ①親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

①交付書類

- (ア) 令和8年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託募集要項（公募型プロポーザル）
- (イ) 業務委託契約書（案）
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書（様式1～5）
- (ケ) 過年度業務報告書資料の開示に関する誓約書

②交付書類交付期間

令和8年6月10日（水）～6月24日（水）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

③交付書類交付場所等

- 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課
- 大阪市ホームページ

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 > 「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

(2) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受注者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加

申請書等を提出すること。

①提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・（カ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

②提出部数

正1部

③提出期間

令和8年6月10日（水）～6月24日（水）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法および提出場所

持参もしくは郵送にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和8年6月29日（月）

（3）受注者の決定

「6（2）⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ク）を提出すること。

②提出部数

9部（正1部、写し5部、審査用3部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書の電子データ一式を保存したCD-ROMもしくはDVD-ROMを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

③提出期間

令和8年7月3日（金）～7月17日（金）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法および提出場所

持参にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションは、提案書を審査委員へ配付したうえで、提案書をモニターへ映写しながら行うこととする。(映写に用いるモニターおよび提案書データを格納したPCについては、本市にて用意する。)

(ア) 日 時 令和8年7月27日(月) ※開始時刻は別途通知

(イ) 場 所 計画調整局 会議室(大阪市役所本庁舎) ※場所の詳細は別途通知

(ウ) 説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、業務実施計画、テーマに対する技術提案(選定基準参照)を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、テーマに対する技術提案(小計65点)の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が合計点数60点以上を満たさない場合は理由を明らかにし、受注者を選定しないことができる。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

(イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、令和8年7月31日(金)(予定)に全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(4) 本公募に関する質問等について

①質問について

(ア) 提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和8年6月10日(水)～6月17日(水) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

- ・提案書に関する事項について

令和8年7月3日(金)～7月10日(金) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

(イ) 提出方法

- ・書面、FAXまたはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：令和8年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託」とし、FAXかメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎 7階 計画調整局計画部都市計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7874

FAX番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0006@city.osaka.lg.jp

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和8年6月19日（金）に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 >

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して3日（休日を含まない）以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

(5) 過年度業務報告書の閲覧について

提案書の作成にあたっては、過年度業務報告書の閲覧を可能とする。なお、閲覧希望の際は、事前に電話又はメールにて担当へ連絡すること。また、閲覧時に過年度業務報告書資料の開示に関する誓約書（ケ）を提出すること。

<閲覧場所>

場所：大阪市役所 本庁舎 7階 計画調整局計画部都市計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7874

FAX番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0006@city.osaka.lg.jp

<閲覧期間>

令和8年6月10日（水）～令和8年7月17日（金）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

7 その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAXによる提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参

するものとする。

＜場 所＞ 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

＜時 間＞ 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

(5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。

(6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

＜場 所＞ 提案書提出場所に同じ

＜時 間＞ 午前9時から午後5時30分まで
（午後0時15分～午後1時を除く）

(7) (4) 及び(6)の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ

(8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。

(9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。

(10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。

(11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

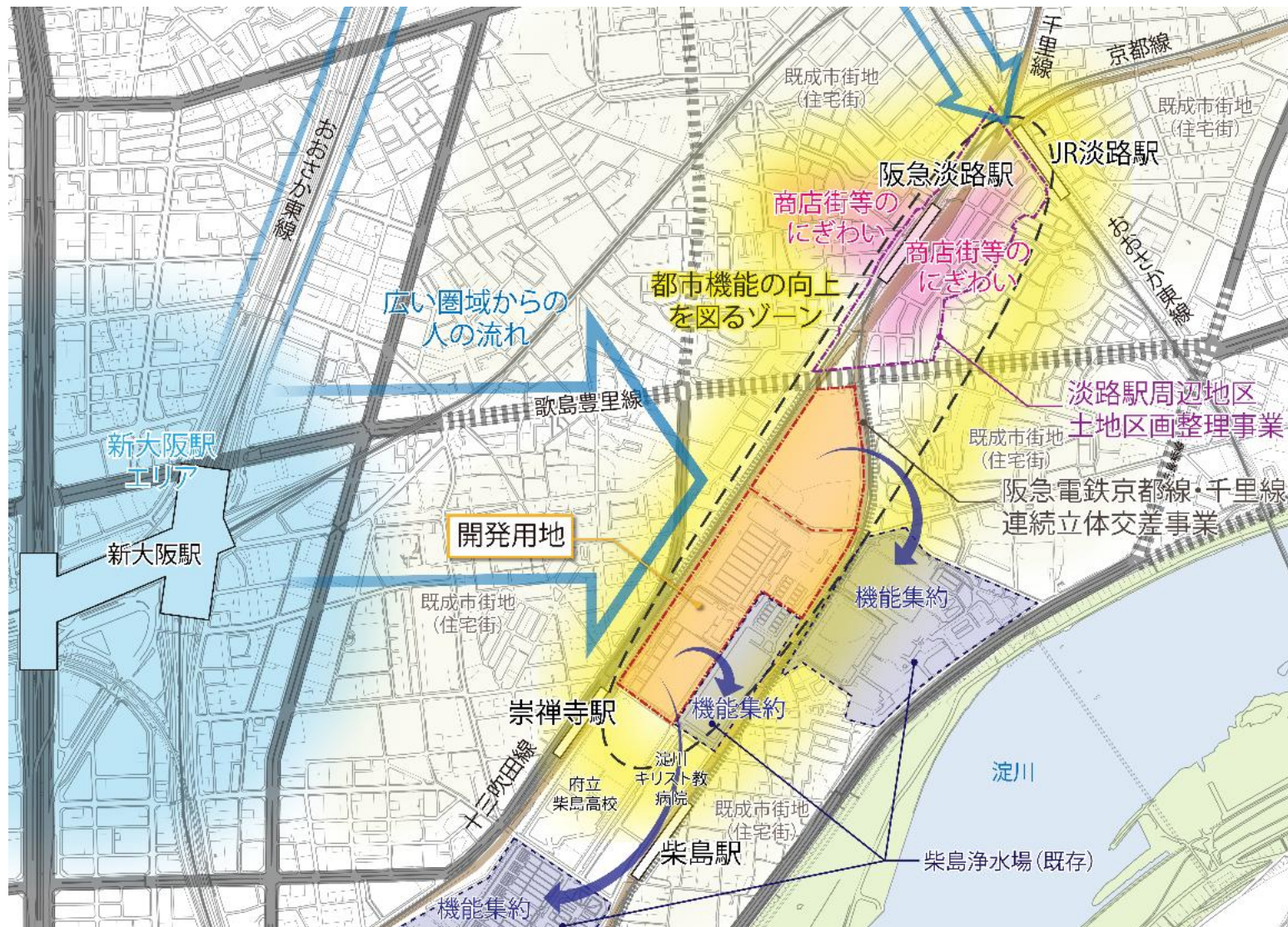
(13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目		基準	配点		
業務実施体制	実施体制の的確性	同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。	15	35	
	業務責任者	同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。	10		
業務実施計画		各業務内容の関連性及びエリア特性を踏まえた実施方針や実施手順の妥当性を評価する。(なお、「2業務内容に関する事項(2)業務内容3)有識者へのヒアリング」にて想定される意見聴取先の分野等を、淡路駅エリア・十三駅エリアのそれぞれで示すこと。)	10		
テーマに対する技術提案	テーマ1	合理性	淡路駅エリア・十三駅エリアの導入機能の検討において、3エリア(新大阪・淡路・十三)における機能の役割分担を踏まえ、淡路駅エリア・十三駅エリアで特定の機能※を導入すると仮定した場合、参考事例の収集・整理と施設規模の設定の検討を行うにあたっての検討プロセスや留意点を、淡路駅エリア・十三駅エリアのそれぞれで示すこと。 ※特定の機能については、提案者の提出者決定・非決定通知とあわせて通知することとする。	10	65
		実現性	検討プロセスの内容が、実現性を伴ったものか評価する。	20	
	テーマ2	実現性	淡路駅エリアの柴島浄水場開発用地におけるハード整備の検討にあたり、淡路駅エリア計画では「広大な将来開発用地を活かしたゆとりのある駅まち一体の空間形成と、エリア価値を高める機能の集積を図る」こととしており、広大な面積を活かした空間的なゆとりあるまちづくりが必要とされる一方で、拠点性の向上や事業採算性の観点からは一定の高度利用も必要となることから、空間のゆとり確保と高度利用の両立が求められる。 上記の内容を踏まえ、航空法や日影規制等により建物の高さに一定の制約があることに留意しつつ、柴島浄水場開発用地における高度利用とゆとりある空間を両立する都市空間のあり方について、イメージ図(断面イメージ図、鳥瞰図等)とともに提案すること。また、その考え方と、様々な観点からのメリット・デメリットをあわせて示すこと。提案対象区域は、柴島浄水場開発用地のうちの一部区域とし、任意で区域設定すること。	15	
		提案力	提案された内容・手法が、エリア価値の向上等の観点において、優れているか評価する。	20	
合計			100		

〈淡路駅エリア〉

検討範囲は図中の都市機能の向上を図るゾーンとする



淡路駅エリア・十三駅エリアの検討範囲

〈十三駅エリア〉

検討範囲は図中の都市機能の向上を図るゾーンとする

